

子ども・子育て支援事業計画案
(たたき台)

第3章

子ども・子育て支援事業計画

第1節 教育・保育提供区域の設定

1 教育・保育提供区域の考え方

提供区域は、身近な地域で希望するサービスを利用しやすくする提供体制の確保のために、新たに市町村が定めるもので、自治体にとって地域ニーズに応じたサービスを計画的に提供する(最適な需給バランスを図る)ための基礎的な範囲になります。

今後の教育・保育事業を実施する上で最も懸念されることは、区域内において供給不足が生じた場合です。その場合、子ども・子育て支援法では基準等の条件を満たす教育・保育施設の新設認可申請が提出された場合には、原則として「欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合」以外は認可するとされているため、他の区域で供給過多である場合でも、その区域には新たに認可することになります。

特に保育所や地域型保育等の場合、多様な事業主体の参入が可能であることから、不測の新設認可による、既存施設との不調和、過当競争、施設の乱立などの可能性をできる限り小さくするように提供区域を設定する必要があります。

保護者や子どもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、幼児期の教育と小学校教育との連携・接続などを総合的に勘案して、区域を設定します。

教育・保育提供区域は、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域として設定しますが、地域子ども・子育て支援事業の提供体制については、事業ごとに設定します。

参
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)二・1

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。

参
照

子ども・子育て支援法 第五章 第六十一条 2 一

市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

2 教育・保育提供区域の設定

(1) 小金井市における教育・保育提供区域

小金井市全域を1区域として設定する。

事業区分	区域設定	考え方
1号認定(3~5歳)	小金井市を1区域	教育・保育の区域設定については 小金井市内を1区域とする。
2号認定(3~5歳)		
3号認定(0歳)		
3号認定(1~2歳)		

(2) 地域子ども・子育て支援事業ごとの区域設定

各事業の性格から小金井市全域を1区域として設定する。

11事業	提供区域	考え方
利用者支援に関する事業	市内1区域	教育・保育施設の活動の一環であるため、小金井市内全域とする。
地域子育て支援拠点事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
妊婦に対して健康診査を実施する事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
乳児家庭全戸訪問事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
養育支援訪問事業	市内1区域	現状どおり、小金井市内全域とする。
子育て短期支援事業 (ショートステイ)	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
一時預かり事業	市内1区域	教育・保育施設での利用も含むため、小金井市内全域とする。
時間外保育事業	市内1区域	通常利用する施設等での利用が想定されるため、小金井市内全域とする。
病児保育事業	市内1区域	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、小金井市内全域とする。
放課後児童健全育成事業 (学童保育)	市内1区域	教育・保育の区域設定を踏まえ、小金井市内全域とする。

第2節 教育・保育施設の充実

1 量の見込み

本計画の作成時期における教育・保育の利用状況、子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握した利用希望を踏まえて、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）を定めています。

認定区分

1～3号認定（子ども・子育て支援法第19条等）

保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づいて保育の必要性を認定（子どもの認定区分）。その上で施設型給付を行う仕組み

区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	3～5歳	幼児期の学校教育 （教育標準時間認定）	主に幼稚園、 認定こども園に該当
2号認定	3～5歳	保育の必要性あり （保育認定）	主に保育所、 認定こども園に該当
3号認定	0歳、 1～2歳	保育の必要性あり （保育認定）	保育所 認定こども園、 地域型保育に該当

施設型給付＝ 新制度で幼稚園・保育所・認定こども園（教育・保育施設）を通じた共通の給付が行われること。

参
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・一・4

市町村及び都道府県は、地域の子どもが必要な教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を効果的、効率的に利用できるよう、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況及び利用希望を把握し、地域の実情に応じて、子ども・子育て支援事業計画において、計画期間内における量の見込みを設定すること。

参
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・二・2・(一)

各年度における教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行われるよう、地域の実情に応じた見込量を定めるとともに、必要利用定員総数の算定に当たっての考え方を示すことが必要である。

満三歳未満の子どもに待機児童が多いことに鑑み、地域の実情に応じて、満三歳未満の子どもの数全体に占める、認定こども園、保育所又は地域型保育事業に係る小学校就学前子どもに該当する満三歳未満の子どもの利用定員数の割合(以下「保育利用率」という。)について、計画期間内における目標値を設定すること。

参
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三・二・3・(一)

各年度における教育・保育提供区域ごとの地域子ども・子育て支援事業の量の見込みについては、当該市町村に居住する子ども及びその保護者の地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望把握調査等により把握する利用希望を踏まえて作成すること。

例えば一時預かり事業の量の見込みについては、現行の一時預かり事業に加え、幼稚園における預かり保育の利用状況や利用希望を踏まえるなど、地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の利用状況及び利用希望を分析し、かつ評価し、参酌標準を参考として、事業の種類ごとの量の見込みを定めるとともに、その算定に当たっての考え方を示すこと。

2 提供体制の確保と実施時期

教育・保育の利用状況及び子ども・子育て支援に関するニーズ調査により把握する利用希望を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに均衡の取れた教育・保育の提供が行えるよう、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに量の見込み（必要利用定員総数）と確保の内容及び実施時期を設定します。

(1) 1号認定（3歳以上、幼稚園を利用希望）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	1,644 人	1,684 人	1,699 人	1,696 人	1,666 人
幼児期の学校教育の利用希望が強い	183 人	187 人	186 人	185 人	182 人
上記以外	1,461 人	1,497 人	1,483 人	1,481 人	1,454 人
2 確保の内容	1,644 人	1,684 人	1,699 人	1,696 人	1,666 人
特定教育・保育施設	105 人	105 人	135 人	135 人	135 人
確認を受けない幼稚園	950 人	950 人	950 人	950 人	950 人
市外の幼稚園	589 人	629 人	614 人	611 人	581 人
過不足（2-1）	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

※確認を受けない幼稚園＝自治体が施設型給付の対象となることを確認する「認定こども園・幼稚園・保育所」に該当しない、私立幼稚園のこと。

■確保の方針

部会で審議中

(2) 2号認定(3歳以上、保育所を利用希望)

■量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
1 必要利用定員総数	1,060人	1,086人	1,076人	1,074人	1,055人
2 確保の内容	1,074人	1,156人	1,216人	1,216人	1,216人
特定教育・保育施設	987人	1,085人	1,145人	1,145人	1,145人
地域型保育事業	0人	0人	0人	0人	0人
認可外保育施設	87人	71人	71人	71人	71人
過不足(2-1)	14人	70人	140人	142人	161人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の方針

部会で審議中

(3) 3号認定（0歳、保育所を利用希望）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	253 人	251 人	249 人	247 人	245 人
2 確保の内容	226 人	251 人	254 人	253 人	253 人
特定教育・保育施設	155 人	184 人	187 人	187 人	187 人
地域型保育事業	16 人	22 人	22 人	22 人	22 人
認可外保育施設	55 人	45 人	45 人	44 人	44 人
過不足（2-1）	△27 人	0 人	5 人	6 人	8 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の方針

部会で審議中

(3) 3号認定（1・2歳、保育所を利用希望）

■量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
1 必要利用定員総数	885 人	861 人	853 人	846 人	840 人
2 確保の内容	760 人	823 人	863 人	861 人	861 人
特定教育・保育施設	529 人	612 人	652 人	652 人	652 人
地域型保育事業	65 人	77 人	77 人	77 人	77 人
認可外保育施設	166 人	134 人	134 人	132 人	132 人
過不足（2-1）	△125 人	△38 人	10 人	15 人	21 人

※必要利用定員総数＝幼児期の学校教育・保育の量の見込み

■確保の方針

部会で審議中

3 教育・保育の一体的提供の推進（認定こども園について）

教育・保育の一体的な提供の推進においては、単に幼稚園・保育所の施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）を一体的にとらえた環境の整備が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、幼稚園・保育所等が認定こども園へ移行する際や、新設される際の受入れ体制づくりをします。

（１）認定こども園の特徴

- ① 就学前の教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する。
- ② 保護者の就労の有無にかかわらず利用できる。
- ③ 保護者の就労状況が変わった場合も継続利用できる。

（２）認定こども園運営について

① 幼稚園教育要領及び保育所保育指針との整合性

- 幼児期の特性を踏まえた教育を展開するという観点から、国の定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領に則り、心身の発達の段階や特性を十分に考慮した教育を展開する。
- 子どもの最善の利益を保障するという観点から、一人一人の存在を受け止め、家庭との緊密な連携の下、この時期の子どもにふさわしい生活の場を保障し、援助する保育を行う。
- 幼保連携型認定こども園は、学校と児童福祉施設の両方の位置付けをもつ、質の高い幼児期の学校教育及び保育を一体的に行う施設である。
- 環境を通して行う教育及び保育を基本として、そのねらいや内容等については、健康、人間関係、環境、言葉、表現の5つの領域から構成する。

② 小学校教育との円滑な接続

- 子どもの発達や学びの連続性を確保する観点から、小学校教育への円滑な接続に向けた教育及び保育の内容の工夫を図り、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培う。
- 小学校との連携はもとより他の地域の保育所、幼稚園、認定こども園との連携を図る。

③ 幼保連携型認定こども園として特に配慮すべき事項

- 保護者の就労状況等の生活スタイルを反映した在園時間の長短、入園時期や登園日数の相違に応じて、一人一人の生活の仕方やリズムに配慮した一日の生活の流れを考える。
- 満3歳以上の子どもについては、満3歳未満の子どもを含めた異年齢の子どもとかわる活動を、子どもの発達の状況の違いを踏まえつつ設定する。

参
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)別表第一・四

子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の内容
認定こども園の普及に係る基本的考え方等を定めるほか、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策、地域における教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携の推進方策を定めること。

参
照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第三 二 4

市町村は、認定こども園が幼稚園及び保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、現在の教育・保育の利用状況及び利用希望に沿って教育・保育施設の適切な利用が可能となるよう、幼稚園及び保育所から認定こども園への移行に必要な支援その他地域の実情に応じた認定こども園の普及に係る基本的考え方を記載すること。中でも幼保連携型認定こども園については、学校及び児童福祉施設として一の認可の仕組みとした制度改正の趣旨を踏まえ、その普及に取り組むことが望ましい。

また、幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等の市町村が行う必要な支援に関する事項を定めること。

4 教育・保育施設の質の向上

教育・保育施設の更なる質の向上を図るためには、幼稚園教諭、保育士の待遇改善やそれを支える各施設、事業者同士の情報共有や連携が必要となります。同時に、各専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることも必要です。

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくために、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供し、その質の確保・向上のための取組みを進めていきます。

- ① 職員の資質向上に向けた研修等の充実
- ② 幼稚園・保育所や地域型保育事業者の連絡会等との連携の充実

参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、保護者が子育てについての責任を果たすことや、子育ての権利を享受することが可能となるよう、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことである。

各々の子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要である。

参照

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一・三

保護者以外の保育者の具体的な関わりにおいては、三歳未満の乳幼児では、その発達の特性を踏まえ、安心できる人的及び物的環境の下で、子どもの生命の保持及び情緒の安定を図るための援助や関わりが重要である。この時期の保育においては、疾病の発生が多いことから、一人一人の発育及び発達状態や健康状態についての適切な判断に基づく保健的な対応を行うことが必要である。また、一人一人の子どもの生育歴の違いに留意しつつ、欲求を適切に満たし、特定の保育者が応答的に関わるように努めることが必要である。保育においては、子どもが探索活動を十分経験できるよう、事故防止に努めながら活動しやすい環境を整え、全身を使う遊び等様々な遊びを取り入れることが必要である。また、子どもの自我の育ちを見守り、その気持ちを受け止めるとともに、保育者が仲立ちとなり、友達の気持ちや友達との関わり方を丁寧に伝えていくことが求められる。

子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)第一三

三歳以上の幼児期は、知的・感情的な面でも、また人間関係の面でも、日々急速に成長する時期であり、この時期の教育の役割は極めて重要である。また、少子化の進行により子どもや兄弟姉妹の数が減少する中であって、子どもの健やかな育ちにとって必要となる、同年齢や異年齢の幼児と主体的に関わる機会の確保が必要である。集団の生活は、幼児に人との関わりを深めさせ、規範意識の芽生えを培うものであり、異年齢交流は、年下への思いやりや責任感、年上への憧れや成長の意欲を生むものである。保育者は、一人一人の幼児に対する理解に基づき、環境を計画的に構成し、幼児の主体的な活動を援助していくことが求められる。また、幼児期の教育に際しては、小学校教育との連携・接続についても、十分配慮することが必要である。

また、教育・保育施設を利用する子どもの家庭のみならず、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象として、地域のニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を質・量両面にわたり充実させることが必要である。当該支援を実施するに当たっては、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくこと、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うこと、発達段階に応じた子どもとの関わり方等に関する保護者の学びの支援を行うこと、安全・安心な活動場所等子どもの健全な発達のための良質な環境を整えること、及び地域の人材を生かしていくことに留意することが重要である。

全ての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要である。質の高い教育・保育及び子育て支援を提供するためには、保護者以外に幼稚園教諭、保育士等子どもの育ちを支援する者の専門性や経験が極めて重要であり、研修等によりその専門性の向上を図ることが必要である。また、施設設備等の良質な環境の確保が必要である。さらに、こうした教育・保育及び子育て支援の質の確保・向上のためには、適切な評価を実施するとともに、その結果を踏まえた不断の改善努力を行うことが重要である。

第3節 地域子ども・子育て支援事業の充実

1 地域子ども・子育て支援事業の需要量及び確保の方策

国の基本指針等に沿って、「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期を設定します。計画期間における量の見込み、確保の方策は以下のとおりです。

(1) 利用者支援事業（平成27年度からの新規事業）

子どもや保護者が、幼稚園・保育所での教育・保育や、一時預かり等中から適切なものを選択し円滑に利用できるよう、個々のニーズを把握し情報提供や相談を含めた支援を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童（0～6歳）

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施予定か所数（か所）	1	1	1	1	1

■確保の方針

多様化する保育ニーズに対応し、様々な保育サービス、子育て支援等に関する情報提供や相談等を行うため、保育所申請窓口には保育所等入所相談支援員を配置し、平成26年度から実施をしています。利用者支援事業に含まれる地域連携機能については、子ども家庭支援センターにおいて子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じるとともに、子育てに関する情報提供や関係機関との連携、調整を行っています。利用者支援事業については、今後も引き続き、保育所等入所相談支援員により、主に教育・保育サービスに関する利用者支援の窓口として実施していきます。

(2) 時間外保育事業（延長保育）

保育所在園児を対象に、保護者の就労等の事情により、通常保育時間を越えて保育を実施する事業です。

[対象年齢] 未就学児童（0～5歳）

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	604	604	599	595	588
確保の方策（人）	556	628	649	649	649

■確保の方針

認可保育所全園で延長保育を実施しており、保育所在園児の 18 時以降の保育ニーズに対応しています。延長時間は、公立保育所は 19 時まで、私立保育所は各園により 19 時から 20 時の間で時間が異なります。既設の保育施設において継続的な実施体制の維持を図るとともに、新規に設置される施設と連携しながら、事業を実施していきます。また、保護者の就労状況等を踏まえながら、19 時以降の延長についても検討していきます。

部会で審議中

(3) 放課後児童健全育成事業（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊びや生活の場を与えて、児童の健全育成を図る事業です。

[対象年齢] 就学児童（6～11歳）

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人）	994	1,008	1,041	1,061	1,089
【低学年】 量の見込み	740	764	796	812	832
【高学年】 量の見込み	254	244	245	249	257
確保の方策（人）	790	810	810	810	810

■確保の方針

小金井市では、学童保育所の大規模化への対応、設備の更新を図るため、計画的に建替え工事を実施し、入所希望児童の全入所を維持するとともに、適正な規模での学童保育を推進してきました。

今後は、引続き学童保育所へのニーズ及び必要性の高い低学年児童の受入れを優先とし、高学年児童については、国や都における放課後子ども総合プラン等の動向を見極めながら、地域における子どもの居場所の活用等も含めて対応を検討します。また、学童保育所の運営・整備に当たっては、区域設定（市内 1 区域）にかかわらず、児童の利便性等を踏まえて小学校区を考慮し検討していきます。

なお、確保方策については、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に対する適合状況や利用状況の変化等を把握し、必要に応じて修正を図っていくこととします。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等において、必要な保護を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童（0～5歳）

[単位]延べ利用者数（年間）人/年

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/年）	711	712	705	702	693
確保の方策（人/年）	730	730	730	730	730

■確保の方針

2歳から中学校就学前までの児童を対象に、定員2名で事業を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

子ども・子育て支援に関するニーズ調査において、0歳、1歳児の利用ニーズが認められます。受入施設の体制等も含めて、今後研究していきます。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業です。

[対象年齢] 0歳

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人)	1,045	1,037	1,029	1,018	1,009
確保の方策	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045
	実施体制：市保健師及び委託で実施 実施機関：健康課（保健センター） 委託団体等：母子保健推進員（保健師、助産師有資格者等）				

■確保の方針

出生後提出される「赤ちゃん連絡票（出生通知）」に基づき訪問を行っています。様々な事情により連絡票が未提出となっている家庭に対しても、電話や直接訪問、不在連絡票の投函等の対応を行い、訪問の勧奨を行う等、全ての家庭へ訪問する体制を整えています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

(6) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。正式名称は「養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」

[対象者] 要支援児童、特定妊婦、要保護児童（注）

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み(人)	23	23	23	23	23
確保の方策(人)	23	23	23	23	23
	実施体制：子ども家庭支援センター及び委託で実施 実施機関：子育て支援課（子ども家庭支援センター） 委託団体等：ヘルパー派遣事業所（6事業所）				

■確保の方針

乳児家庭全戸訪問事業、関係機関からの通告や個々のケースワークを通して把握される養育支援が特に必要な家庭に対して、子ども家庭支援センターがその必要性等を評価し派遣しています。現在、必要性が認められた家庭に対しては全件派遣を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。

様々な問題を抱えた家庭に対する事業であるため、相談支援、育児家事援助の質が保たれるよう、訪問支援者に対する研修（年1回）の実施、育児家事援助を行うヘルパー派遣事業所との定期的な連絡会（年2回）の開催を継続して実施し、連携を図っていきます。

(注)

要支援児童：乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童

特定妊婦：出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦

要保護児童：保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童

児童福祉法第六条の三の規定より

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う居場所を開設し、子育てについての相談、情報提供を行う事業です。

[対象年齢] 未就学児童（0～2歳）

[単位]延べ利用者数（年間）人/回

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人/回）	7,426	7,270	7,208	7,144	7,092
確保の方策 （人/回）	2,016	2,016	2,016	2,016	2,016
（箇所）	4	4	4	4	4

■確保の方針

現在、児童館4館で子育てひろばとして事業を実施しています。量の見込みは現在の提供体制を上回っていますが、平成27年度より学童保育所で市の独自事業としてひろば事業を開始するほか、子ども家庭支援センターで実施している常設の親子遊びひろば等の利用によりニーズに対応していきます。

市内各所にひろばを開設することにより、保護者が子どもを連れて容易に移動できる距離に整備する等、利便性の向上と量の充実について更なる検討を行います。

(8) 一時預かり事業

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、保育所等において児童を一時的に預かる事業です。

[対象年齢] ①幼稚園在園児は3～5歳 ②在園児以外は未就学児童(0～5歳)

[単位] 延べ利用者数(年間)人日/年

①幼稚園における一時預かり(幼稚園における在園児対象型)

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み合計(人日/年)	51,541	52,794	52,292	52,220	51,272
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (1号認定見込み)	7,038	7,209	7,140	7,130	7,001
幼稚園の在園児を対象とした一時預かり (2号認定見込み)	44,503	45,585	45,152	45,090	44,271
確保の方策(人日/年)	15,525	15,525	15,525	15,525	15,525

■確保の方針

市内幼稚園4園で預かり保育が実施されています。共働き世帯の増加により2号認定(保育の必要性あり)が見込まれる児童の幼稚園(幼児期の学校教育)希望が一定程度見込まれ、一時預かり事業の量の見込みが実績を上回っています。市内幼稚園の教育方針や運営体制を尊重しながら、連携を取り確保していきます。

部会で審議中

②保育園等における一時預かり(幼稚園における在園児対象型以外)

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み(人日/年)	26,991	27,033	26,786	26,651	26,311
確保の方策(人日/年)	32,230	32,271	32,313	32,355	33,128
保育園の一時預かり (在園児対象型以外)	30,025	30,025	30,025	30,025	30,025
子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	2,205	2,246	2,288	2,330	2,373
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0	0	0	0	730

■確保の方策方針

現在、認可保育所11園、保育室（定期利用保育事業）、定期利用保育室、ファミリー・サポート・センターにおいて一時預かりのニーズに対応しています。今後も引続き現状の提供体制を維持していきます。

一方では、一時保育を利用したいが混雑していて予約が取れない、一時預かりの予約が取りづらいとの声が寄せられています。様々な理由によるニーズに対応できるよう、私的、緊急一時預かりの充実等が今後の課題であり、保育所の整備にとともに一時預かり事業の実施を検討する必要があります。

ファミリー・サポート・センター事業は多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員に対する協力会員登録の働きかけ等を通して、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

トワイライトステイ事業は、事業を実施するに至っていません。受入施設を幅広く捉え検討するほか、保護者のニーズ等を見極め事業規模・提供内容の検討もしていく必要があります。

（9）病児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

児童が病気の回復期に至らない場合で当面の症状の急変が認められない場合、又は、病気の回復期で集団保育が困難な場合で、保護者の勤務等の都合により家庭で保育を行うことが困難な場合、病院・保育所等に付設された専用スペース等で、一時的に保育する事業です。

[対象年齢] 未就学児童（0～5歳）

量の見込み

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み（人日/年）	3,146	3,151	3,122	3,106	3,067
確保の方策（人日/年）	1,524	1,524	1,524	2,229	3,169
病児保育事業	1,524	1,524	1,524	2,229	3,169
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センターなど）	0	0	0	0	0

■確保の方針

現在、病後児保育室及び認可保育所における体調不良児対応型を各1施設、保育所に入所している児童を対象に実施しています。病後児保育室の過去の実績は利用数が少ないものの（平成25年度63人日）、子ども・子育て支援に関するニーズ調査では多くの利用希望が把握されています。今後は定員の合計規模7人程度の事業を新たに実施することを検討します。また、「病児保育」「対象者の拡大」「ファミリー・サポート・センター事業にける病児・緊急対応強化事業」については、必要性について研究をしていきます。

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター、就学後含む。）

児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助をうけることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業。

[対象年齢] 就学児童（6～11歳）

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み（人日/年）	2,794	2,821	2,905	2,963	3,049
【低学年】 量の見込み	1,850	1,912	1,991	2,032	2,082
【高学年】 量の見込み	944	909	914	931	967
確保の方策（人）	2,794	2,821	2,905	2,963	3,049

■確保の方針

会員数、活動件数ともに増加傾向にあります。多様なニーズへの対応が必要であり、多くの協力会員を確保していく必要があります。今後も引続き研修等を通して質の高い協力会員の確保を進めるとともに、依頼会員への協力会員登録を働きかけ等を行います。また、毎月開催している登録説明会も保護者の出席しやすい体制を検討し、「相互援助組織」としての更なる活性化を図っていきます。

(11) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

量の見込み

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み (人)	1,110	1,101	1,093	1,081	1,072
確保の方策 (人)	1,110	1,110	1,110	1,110	1,110
実施場所：都内契約医療機関 (助産院、都外医療機関で受診の場合は現金給付) 検査項目：計 14 回、現在の検査項目を引続き実施					

■確保の方針

現在、全ての妊婦を対象に妊婦健診を実施しています。現在の事業実施体制でも量の見込みを受入れることは可能となっているため、事業を継続して実施していきます。今後、国から「望ましい基準」が示されることとされていますが、現在実施している検査項目を基本とし、都や他自治体の動向を踏まえ検討をしていきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

(世帯の所得の状況等に勘案して物品購入に要する費用等の全部又は一部を助成する事業)

保護者の世帯所得の状況を勘案して市が定める基準に従って、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

■方策の方針

国の検討状況、都や他自治体の動向を踏まえて対応をしていきます。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

■方策の方針

市内には私立の幼稚園、認可・認可外保育施設が数多く存在し、各事業者の特色に基づいた教育・保育が提供されています。教育・保育施設の充実は喫緊の課題となっています。子ども・子育て支援新制度において地域型保育事業が新たに創設される等、多様なニーズに基づいた施設の設置が可能となりました。現状に引続き新規の施設設置に対するバックアップを行うとともに、国や都の状況を踏まえて実施を含めて内容を検討します。